

行政視察報告書

平成26年8月8日

視察委員会名	総務委員会		
報告書作成者	尾崎 邦洋 ㊟		
出席者氏名	委員長 岡本 公秀	副委員長 尾崎 邦洋	
	委員		
	森 美和子	鈴木 達夫	伊藤彦太郎
	宮村 和典	竹井 道男	
欠席者氏名	なし		
所管職員氏名	企画総務部長 山本 伸治	随行職員氏名	議会事務局 村主 健太郎

視察日	視察先	視察目的
7月14日	岡山県倉敷市	新市建設計画の変更について <ul style="list-style-type: none"> ・計画の変更に至る経緯について ・計画の変更に係る実務について ・計画の変更による効果について
7月15日	鳥取県鳥取市	(1) 鳥取市自治基本条例に関する取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・制定に至る経緯について ・協働の定義について ・議会の役割及び責務について (2) 使用料・手数料の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・見直しに至る経緯について ・見直し方針に基づく料金額の改正について ・今後の展開について

◇視察概要 7月14日(月)

【岡山県倉敷市】

平成17年2月に、倉敷市・船穂町新市建設計画及び倉敷市・真備町新市建設計画が策定され、1市2町の合併により倉敷市が誕生した。

平成24年6月の法改正により新市建設計画に基づく合併特例債の発行期間が延長されたことを受け、倉敷市では、引き続き有利な起債である合併特例債を活用して新市全体の均衡ある発展と一体性の確立を図るための事業、また、特に東日本大震災以後実施の必要性が高まっている事業を推進するため、新市建設計画の期間を延長し、平成32年度までの合併特例債の活用を可能とした。

新市建設計画変更は、「計画期間の延長及びそれに伴う事業・財政計画の変更等必要最小限にとどめる。」ことを基本方針として、継続中の合併特例債事業に平成24年度から取り組んでいる防災対策である幼稚園舎と保育園の耐震対策事業を追加した。

事業の追加は、財源として通常の起債よりも有利な合併特例債を活用するために行ったことであり、あえて新規の事業として構築したものではないとのことであった。

計画変更の実務は、平成24年から開始され、平成25年1月に計画変更が決定された後、同年3月に市議会建設委員会に対し、計画変更の方針・予定を説明した。

その後、同年9月に全員協議会で中期財政試算を公表し、具体的な変更箇所の説明を行い、地域審議会との法定協議を実施、平成26年1月に新市建設計画推進会議を開始し、同年2月、市議会に計画変更を上程し、議決された。

なお、計画変更に係る体制は、事務全体を新市・まちづくり推進課が担当し、財政計画の内容更新を財政課が担当したとのことであった。

新市建設計画の変更により可能となった事業は、幼稚園舎の耐震補強及び保育所等公共・公用施設の耐震補強、高梁川新架橋建設、小中学校校舎の耐震補強である。

【所感】

倉敷市では、合併特例債を使うことを前提にするのではなく、事業の推進に有利な財源として合併特例債を活用するという姿勢が明確であった。

倉敷市長自身、合併特例債をすべて事業に充てる必要はないとのスタンスであり、発行可能額306億円の起債額に対して、残額は70億円とのことである。

亀山市では、「合併特例債は基本的には借金であり、次世代に負担を残さない意味で慎重に扱う。」というアナウンスをしている一方、発行可能額96億に対してすでに約79億が活用事業として充当されているところである。

倉敷市は、1市2町による合併であり、従来の計画内容が重視される傾向にあったという事情はあるものの、計画変更について「必要最小限にとどめる」という考え方や、法の改正の趣旨を踏まえ、大震災を受けて必要性が高まった事業に合併特例債を充てるなど、合併特例債の活用についての姿勢は参考にすべきところである。

(倉敷市での視察の様子)



◇視察概要 7月15日(火)

【鳥取県鳥取市】
①鳥取市自治基本条例の取り組みについて
(経緯)
鳥取市では、平成16年11月の1市6町2村の合併によって市域が拡大し、多様な地域資源を有することとなった一方で、様々な地域課題に直面することとなった。
折しも、地方分権の進展等の中で、各地域の特性に磨きをかけ、地域の課題を解決する新しいまちづくりのシステムの構築が必要となり、その気運の中、第8次鳥取市総合計画の中で、まちづくりの原則に『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、その主要施策として自治基本条例制定の検討を開始した。
条例の策定段階において、市民自ら条例素案の検討や条例の広報活動を行い、特に「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」(公募市民等21名)において専門部会等での検討を行った。また、議会では「住民自治基本条例に関する調査特別委員会」(9名)を設置し、先進地視察を行うとともに、検討委員会や執行部からの随時説明を受けながら、条例案について調査・審議を行った。
特に、市民による検討委員会主催のフォーラムに、議会の調査特別委員会委員長が出席することによって、市民と議会との協働が行われ、これらの取り組みを経て、平成20年10月1日から鳥取市自治基本条例が施行された。
(条例に基づく協働の取り組み)
鳥取市における自治基本条例に基づく取り組みとしては、特に協働のまちづくりが特徴的であり、自治基本条例制定後、市民、議会及び行政が、共通認識をもって協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方を示す必要から、自治連地区会長会、地区公民館長会、各地域審議会及び市民自治推進委員会などからの意見を踏まえ、「協働のまちづくり基本方針」を平成22年3月に策定し、以降、これに基づく取り組みが進められている。
「協働のまちづくり」とは、市民、市(議会を含む)が対等の立場で協力し合い、

それぞれの役割と責任を自覚し、住みやすい鳥取市をつくっていくという自治基本条例の考え方を基本としている。

鳥取市では、協働のまちづくりにおいて、地域コミュニティの充実強化と地域課題の解決が可能な地域社会の構築のため、地域、町内会（自治会）による「まちづくり協議会」の設立と、コミュニティ計画の作成を掲げ、すでに61の全地区においてまちづくり協議会が設立されるとともに、市の財政的支援を受けながら様々な協働事業を展開している。

また、協働における議会の取り組みとしては、市と市民によって実施された協働事業の効果を確認することや、協働事業について先進地の視察を行い、優れた取り組みを市に紹介したり、新たな施策の必要性を提言すること、さらには、市や市民との情報共有を図るため、議会活動に関する情報を公開しているとのことであった。

（条例の推進体制について）

鳥取市自治基本条例第29条において、参画と協働のまちづくりを推進するために必要な調査審議を行う機関として「鳥取市市民自治推進委員会」を設置しており、その構成・運営は別に条例で規定している。推進委員会の構成・運営に関する詳細事項について積極的に条例で規定する理由は、推進委員会の構成等も含め、まちづくりのルールは全て議会を経て変更されるべきであるとの考え方によるものである。

【所感】

鳥取市では、自治基本条例によって「市民が主役の協働のまちづくり」を推進することを目指していることから、当市のまちづくり基本条例における市民、議会及び行政の協働について検証するため、鳥取市の協働の考え方を確認する必要があった。

鳥取市では、協働について条例に明確な定義があり、その解釈も条例の規定どおり市民と市、議会が共通の目的の達成に向けて、それぞれの役割と責任を果たしながら対等な立場で協力するというものであった。

これは、基本条例上の用語について、本市の企画政策部が示した解釈や、これまで議会改革推進会議の検討部会で研究してきた結果と共通するものであった。

また、条例の理念の具現化のため策定された「協働のまちづくり基本方針」に基づいて、すでに全地域でまちづくり協議会が設立されていたが、従来から公民館による活動が母体にあったことから、まちづくり協議会への移行は比較的円滑に行われたとのことであった。なお、鳥取市では、まちづくり協議会に関する法的な設置根拠は特に整備していないとのことであった。

亀山市では、自主的な地域組織としてコミュニティがあることから、コミュニティが母体となって、まちづくり協議会に移行しているという状況がある。

今後、市として、まちづくり協議会に対して、財政的支援も含めて設立を推進していくに際しては、まちづくり協議会の法人格上の位置づけが重要となることから、設置根拠を整備する必要があると思われた。

②使用料・手数料の見直しについて

鳥取市では、平成16年の市町村合併を契機に、合併協定の事務事業調整方針と受益と負担の公平性の確保を行うため、第4次行財政改革大綱（平成17年度～平成21年度）において「使用料等の適正化」に取り組むことを決定し、使用料・手数料の全面的な見直しのための庁内組織による検討、行財政改革実施計画に基づく使用料・手数料の見直し方針の策定等を経て、平成24年9月定例会において使用料見直し関係条例を提案し、可決され、平成25年度から新たな料金額を適用している。

使用料・手数料の見直し方針による見直しは、社会教育、公園、スポーツ、文化・観光に関連する137施設について、施設の性質、同種の施設間の使用料の均衡を図るとともに、年間パスポートや回数券制度の導入による利便性の向上、小中学生、高齢者及び障がい者の利用料金の無料化等の方針に基づいて実施された。

特に、使用料の算定については、受益者負担を原則として、施設管理費を人・物・その他のコストに分類しそれぞれの算入項目を明らかにし、受益者負担割合の決定に当たっては、提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの負担割合を設定することにより行われた。使用料の総額は、施設管理費に受益者負担割合を乗じて算出する

が、地域の状況や施設の老朽化、近隣市の類似施設の料金額を反映して、最終的な額を設定しているとのことであった。

今後の展開としては、「鳥取市行財政改革実施計画に基づく使用料・手数料見直しの基本方針」に基づき、概ね5年を目途に必要なに応じて使用料の見直しを行うということであった。

【所感】

鳥取市における使用料・手数料の見直しは、亀山市が取り組んでいる受益者負担の適正化に関する基準に基づく使用料等の見直しと基本方針を同じくするものであった。

特に、受益者負担割合の決定に係るサービスの分類と分類ごとの割合の設定は、当市と同一の手法であったが、受益者負担割合について、当市が「50%」と限定していることに対して、鳥取市では「30%～70%」のように柔軟性をもたせており、今後の当市の取り組みにおいても参考になると感じた。

また、料金の額については、原則的には算定式によるものの最終的には近隣自治体における類似施設との均衡を図っており、当市の条例提案時の説明も同様であったことから、公の施設・公共サービスについてはコストだけを前提にした料金の設定は困難であることを改めて確認した。

今回の視察を通じて、当市ではコスト計算の詳細や民間類似施設との比較検討がまだ不十分であると感じたため、受益者負担の適正化に関する基準による料金改正の取り組みについて、注視し、さらなる説明を求める必要があるとの印象を持った。

(鳥取市での視察の様子)



